

大口町告示第88号

大口町新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱(平成21年大口町告示第161号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国の」を「国が定める」に、「(平成22年9月28日制定)」を「(厚生労働省発健0928第6号平成22年9月28日付け厚生労働省事務次官通知)」に改める。

第2条第1項中「生活保護世帯」を「被保護者」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付世帯」を「支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者」に改める。

様式第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。